

2023年4月3日

東洋建設株式会社（証券コード:1890）株主 各位

Yamauchi No.10 Family Office

最高投資責任者 村上 皓亮

### 臨時株主総会招集許可申立ての審理の状況について

当社<sup>1</sup>は、2023年3月3日付けで、当社ら及び東洋建設の双方から独立した調査者による調査を行うことを株主の皆様が臨時株主総会において判断するための提案（以下「調査者選任提案」といいます。）<sup>2</sup>を行いました。しかし、東洋建設株式会社（以下「東洋建設」といいます。）の現任取締役会が臨時株主総会の招集を不当に拒絶したため、当社らは、2023年3月13日付けで、大阪地方裁判所に臨時株主総会の招集の許可を求める申立てを行いました<sup>3</sup>。去る3月30日に第1回期日が開催され、主に東洋建設側の主張がなされました。次回の第2回期日は、4月26日に設定されており、当社らからの反論を行う予定です。当社らは、速やかに裁判所からの判断を得るよう、尽力して参ります。

当社らによる調査者選任提案は、①東洋建設の取締役会等の再編に係る株主の皆様の判断のため透明性の高い客観的な情報提供を行うこと、そしてなにより②東洋建設のガバナンス上の問題点の「全貌」を解明することで、取締役会等の再編後に東洋建設において改善・健全化すべき事項を明らかにし、本来可能な企業価値及び株主価値を解放することを目的としています。そのため、当社ら及び東洋建設の双方から「独立した調査者」が合理的な範囲で調査を行い、その結果を株主の皆様に対して報告を行うこと、及び、そのような調査を行うかを臨時株主総会において株主が判断することを提案しています（詳しくは、「Rebuild Toyo:東洋建設のガバナンスの再構築に向けて」「3.調査者の選任の必要性」<https://prtimes.jp/a/?f=d71768-20230310-62748dc5982e3f2cc79547030de3bd7f.pdf>をご参照ください。）

他方、東洋建設の現任取締役会は、引き続き、なりふり構わず、調査者選任提案を「権利濫用」等と主張し、客観的な事実の解明の必要性について株主の皆様の意思・意向を確認することすら拒絶しようとしております。このように、株主の皆様の意思・意向を確認することを拒絶するという態度を継続することを目の当たりにするにつけても、現任取締役会はもはや冷静な判断ができないほどに深刻な状況にあると受け止めております。

いずれにせよ今後の裁判所における判断により、いずれが事実を不当に歪曲し、法令解釈に

---

<sup>1</sup> 合同会社 Yamauchi - No.10 Family Office 及びそのグループ会社である WK 1 Limited を指します。

<sup>2</sup> 2023年3月3日付け「東洋建設のガバナンス上の問題点の解明・改善・健全化に向けた臨時株主総会の招集（調査者選任の提案）について」（<https://prtimes.jp/a/?f=d71768-20230303-ead9a6c56d0f7c6ad0efc790180de529.pdf>）をご参照。

<sup>3</sup> 2023年3月13日付け「東洋建設株式会社（証券コード:1890）に対する臨時株主総会招集許可申立てについて」（<https://prtimes.jp/a/?f=d71768-20230313-91e81d8cf30eff3aa6e67f4733e4a8c5.pdf>）もご参照。

合理性が認められない主張によって、会社法が認める株主の判断機会を不当に奪おうとする行動をとっていたのかは株主の皆様にも明らかになると考えております。株主の皆様としましては、裁判所による最終的な結論を確認することにより、双方の主張の真偽につきご判断頂きたいと存じます。

なお、現任取締役会の不合理な主張に対する説明は、当社らの過去の情報開示において、既に説明済みですので、添付資料 1 及び 2 もご参照ください。

現任取締役会が当社らによる臨時株主総会招集請求を拒絶し、裁判手続が必要となったため、臨時株主総会の開催予定時期は遅くなりましたが、繰り返し述べるとおり、当社らの調査者選任提案の目的は、上記（①取締役会等の再編に係る株主の皆様のため透明性の高い客観的な情報提供を行うこと、そしてなにより②東洋建設のガバナンス上の問題点の「全貌」を解明すること）のとおりであり、臨時株主総会の開催時期又は調査の報告・公表が本年定時株主総会後になった場合においてもその後の東洋建設のガバナンスの問題点の改善及び健全化のために調査は変わらず必要です。

したがって、当社らは、当初からのご説明の通り、仮に臨時株主総会が本年定時株主総会までに開催されない場合であっても、引き続き臨時株主総会における調査者選任を目指します。また、同時に、当社らは、東洋建設のガバナンス上の問題の存在自体は認識しておりますので、本年定時株主総会における取締役会等の再編の方針にも変更はありません。

以 上

（1頁目：調査者選任提案の目的）

2023年3月13日

東洋建設株式会社株主 各位

Yamauchi No.10 Family Office

最高投資責任者 村上 皓亮

**東洋建設株式会社（証券コード:1890）に対する臨時株主総会招集許可申立てについて**

**【サマリー】**

- 当社らは、当社ら及び東洋建設の双方から独立した調査者による調査によって、①取締役会等の再編に係る株主の皆様への判断のため正確な情報提供を行うこと、また、②当社らが把握しているガバナンス上の瑕疵の「全貌」を解明することで、取締役会等の再編後に東洋建設において改善・健全化すべき事項を明らかにすることを目的として、これをもって東洋建設の健全なガバナンス体制を再構築することが東洋建設の企業価値及び株主共同の利益に資すると考え、調査者選任提案をしました。
- しかし、現任の東洋建設の経営陣は、これに応じず、臨時株主総会を招集しないことを決議しましたので、本日当社らは、会社法 297 条 4 項に基づき、大阪地方裁判所に臨時株主総会の招集の許可を求める申立てを致しました。
- 本来、東洋建設の現任取締役にとっても、仮に当社らの指摘する瑕疵が事実無根であるならば、本調査によって株主の皆様に対してそのことを証明し、以後、後顧の憂いなく株主の皆様から経営を負託された者として東洋建設の企業価値及び株主価値向上に向けてその責務を果たしていくことができるため、本調査はむしろ望ましいものであり、そもそも本調査を拒む理由はありません。
- それにもかかわらず、東洋建設の現任取締役会は、本臨時株主総会によって客観的な事実の解明の必要性について株主の意思・意向を確認することすら拒絶しており、その姿勢には遺憾です。
- 当社らは、引き続き、東洋建設の企業価値及び株主共同の利益の向上のために、本年定時株主総会における取締役会及び監査役の再編、及び臨時株主総会における株主の皆様への承認を得た上での独立調査者による東洋建設のガバナンス上の瑕疵の全貌の調査に向けて尽力してまいります。

(6 頁目：定時株主総会のタイミングにかかわらず調査が必要であること)

また、②の点については、仮に現任取締役会の拒絶等により本調査の報告・公表が本年定時株主総会に間に合わない場合においても、本年定時株主総会における取締役会等の再編の方針に変更はなく、その後の東洋建設のガバナンスの問題点の改善及び健全化のために本調査は変わらず必要なものです。

すなわち、取締役会等の再編について、当社らは東洋建設のガバナンス上の瑕疵が存在することを既に把握しており、このまま現状の形だけのガバナンスで実効的な監督規律のない経営体制が放置され続ければ、一部の現任経営陣の利益や考えを優先し、対抗買収提案を誠実に検討しないとといった株主や会社の利益を阻害する経営意思決定が続くこととなります。それにより、当社買収提案を含む対抗買収提案に対し、公正なプロセスにより、企業価値・株主価値の観点で優位であるかを検討した上での意思決定がなされず、本来株主が享受すべき 1 株当たり 1,000 円以上の株主価値の実現機会や会社の成長機会が奪われるおそれがあります。このため、当社らとしては、本年定時株主総会前に本調査の報告が間に合わなかった場合でも、(東洋建設の対応によって株主の皆様への判断のための正確な情報提供が行われない点は問題視しますが、) いずれにせよ、本来可能な東洋建設の企業価値及び株主価値の最大化に向けて、本年定時株主総会で取締役会及び監査役の再編を行い、健全なガバナンス体制を再構築する予定には変わりはありません。当社らとしては、引き続き本年定時株主総会における取締役会及び監査役の再編を目指し、株主の皆様のご賛同を頂けるように尽力してまいります。

他方で、本調査には、ガバナンス上の瑕疵の「全貌」を解明することによって、本年定時株主総会での取締役会及び監査役の再編後に具体的に改善すべき点を明らかにする目的もあるため、万が一東洋建設の対応によって本年定時株主総会より後に調査報告書が報告・公表されることとなっても、いずれにせよ、取締役会等の再編後の東洋建設のガバナンスの問題点の改善及び健全化のための具体的な対応に関して重要な情報を株主の皆様に対して明らかにすることによって、企業価値及び株主共同の利益に資するものであり、本調査は必要であると考えております。

以 上

添付資料2：2023年3月10日付け「Rebuild Toyo:東洋建設のガバナンスの再構築に向けて」 「3.調査者の選任の必要性」 （一部抜粋）

